

被災者支援に関する 各種制度の概要

(令和7年8月豪雨関連)

※本内容は、[令和8年2月6日](#)時点のもので、今後も随時更新を予定しています。

※前回からの変更項目は、目次をご覧ください。

八代市

目次

被災者対応

災害総合相談窓口・申請窓口	1
災害ごみの受入れ【終了】.....	2
災害ボランティアの派遣依頼	2

公的書類の発行等

り災・被災証明書の発行【更新】.....	3
マイナンバーカード等の再交付手数料の免除.....	4
住民票等の交付手数料の免除	5
税証明書の手数料の免除	6

経済・生活面の支援

災害見舞金の支給	7
被災者生活再建支援制度	8
災害義援金の配分	10

税金・保険料等の減免措置等

個人住民税(市県民税)の減免	11
固定資産税の減免	13
国民健康保険税の減免	15
介護保険料の減免	16
介護サービス利用料の減免	17

後期高齢者医療保険料の減免	18
国民年金保険料の免除	19
自動車税種別割の減免	20
(軽)自動車税環境性能割の免除	21

公共料金の減免措置等

下水道受益者負担金(分担金)の徴収猶予	22
NHK受信料の免除	23

住まいの確保

賃貸型応急住宅(みなし仮設住宅)	24
住宅の応急修理	25
応急住宅入居者の住まいの再建に係る入居及び転居費用の助成	26
令和7年8月大雨畳替助成事業	27
八代市土砂災害危険住宅移転促進事業	28

事業経営・農林漁業への支援

八代市中小企業信用保証料補給事業(災害対応分)	29
日本政策金融公庫による「災害復旧貸付」	30
中小企業基盤整備機構による「小規模企業共済災害時貸付」	31
緊急時短期資金保証制度	32
金融円滑化特別資金(令和7年8月大雨枠)	33
令和7年8月豪雨に係る被災中小企業者再建支援補助金	34

い業機械復旧支援事業(8月豪雨).....	35
令和7年8月大雨被害対策資金.....	36
い草等廃棄物処分事業(8月大雨)＜最終＞.....	37

被災者対応

制度の名称	災害総合相談窓口・申請窓口
支援の種類	サービス等
制度の内容	<p>被災に関する各種相談、問い合わせ等を受付し、各種被災者支援制度のご紹介や関係する窓口への案内、申請手続きなどをワンストップで行います。 窓口での相談のほか、電話でも相談を受け付けます。</p> <p><開設場所・時間> 八代市役所本庁舎2階 市民相談室内 住所：八代市松江城町1-25 開設時間：平日（月～金） 9：00～17：00 TEL：33-4452</p>
活用できる方	令和7年8月大雨で被災された方
注意事項	外国語（22言語）での相談も可能です。詳しくは国際課まで。
お問い合わせ先	<p>災害総合相談窓口（本庁舎2階市民相談室） TEL：33-4452</p> <p>外国語での相談（本庁舎3階国際課） TEL：33-6846</p>

制度の名称	災害ごみの受入れ【終了】
支援の種類	サービス等
制度の内容	※ 仮置場及び「エコエイトやつしろ」での災害ごみの受入れについては、 1月31日（土）をもって終了しました。
活用できる方	—
注意事項	—
お問い合わせ先	【エコエイトやつしろ】 循環社会推進課 Tel：34-1997（仮置場に関すること） 環境施設課 Tel：34-2001（搬入手数料の免除に関すること）

制度の名称	災害ボランティアの派遣依頼
支援の種類	災害ボランティア（八代市社会福祉協議会）
制度の内容	<p>被災された方々の支援のため、ボランティアのご協力により、順次、家屋の片づけ・清掃などの支援活動を行っていきます。</p> <p>災害ボランティアセンターホームページ → </p> <p>＜災害ボランティア派遣を希望される方＞</p> <p>○支援内容：家屋内外の片づけ、清掃、家具等の運搬補助等</p> <p>※専門的な技術を要することや危険を伴う活動などの要望にお応えできない場合がありますことをご了承ください。</p> <p>※派遣のご依頼は、下記のお問い合わせ先にてお申込みください。</p>
活用できる方	被災されボランティアによる住居のあと片付けや汚泥の除去などを希望される方
注意事項	12月以降は、随時対応します。
お問い合わせ先	ボランティア派遣を希望される方 八代市社会福祉協議会ボランティアセンター Tel：62-8228 受付時間：月～金（祝日除く） 8：30～17：15

公的書類の発行等

制度の名称	り災・被災証明書の発行【更新】
支援の種類	証明書
制度の内容	<p>令和7年8月大雨により住家に被害を受けた場合、各種被災者支援策の手続きのために、災害対策基本法に基づき家屋の被害程度を記載した「り災証明書」を発行しています。</p> <p>なお、八代市では、住家以外の家屋や家財などで「被害の程度」が必要でないものについては「被災証明書」として発行しています。</p> <p><u>※り災証明の新規受付は終了いたしました。</u></p> <p><申請場所> 市民税課（本庁舎2階）、各支所地域振興課、日奈久出張所</p> <p><申請時間> 8時30分～17時15分</p> <p><申請期限> （新規）窓口申請 被災証明：令和8年3月31日（火） （再発行）り災証明・被災証明とも継続します。</p> <p><申請に必要なもの> （被災証明書の新規申請）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・り災・被災証明願 ・り災証明申請書 ・被害状況が確認できる写真 <p style="margin-left: 20px;">※市ホームページで取得できます。</p> <p style="margin-left: 20px;">※現像は必須ではありません。スマートフォン等の画像データのままご持参ください。</p> <p>（り災・被災証明書の再発行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・り災証明申請書 ※市ホームページで取得できます。 ・申請者の本人確認書類
活用できる方	令和7年8月大雨により、車等に被害を受けた方
注意事項	窓口申請は代理人でもできますが、免許証などで窓口に来られた方の本人確認をします。
お問い合わせ先	市民税課（本庁舎2階） Tel：33-4107

制度の名称	マイナンバーカード等の再交付手数料の免除
支援の種類	免除
制度の内容	<p>豪雨災害の影響によりマイナンバーカードを紛失等した場合は、無料でカードの再交付の申請を行うことができます。</p> <p>【申請場所】 市民課（本庁舎1階）、各支所地域振興課、日奈久出張所</p> <p>【対象のお手続き】 マイナンバーカード及び電子証明書の再交付手続き</p>
活用できる方	令和7年8月10日以前に、マイナンバーカードを受け取られている方で、り災証明書又は被災証明書の交付を受けられた方
注意事項	—
お問い合わせ先	市民課（本庁舎1階） TEL：33-4110

制度の名称	住民票等の交付手数料の免除
支援の種類	免除
制度の内容	<p>令和7年8月大雨災害により被害を受けられた方を対象に、次のとおり証明書等の交付手数料を免除します。</p> <p>【対象となるお手続き】</p> <p>(1)印鑑登録証（証明書交付カード）の再交付 (2)印鑑登録証明書の交付 (3)住民票の写しの交付</p> <p>【申請場所】</p> <p>市民課（本庁舎1階）、各支所地域振興課、日奈久出張所、龍峯出張所 ※龍峯出張所では、印鑑登録証（証明書交付カード）の再交付手続きは行っておりません。</p> <p>【手続き方法】</p> <p>窓口で請求される際、以下の書類を提示してください。</p> <p>(1)り災証明書又は被災証明書 (2)本人確認ができるもの (3)大雨災害に関連する手続きとして、公的機関等に提出することが確認できる書類</p>
活用できる方	<p>(1) 令和7年8月10日以前に印鑑登録証（証明書交付カードを含む。）の交付を受けられた方で、大雨災害により紛失等をされた方 (2) 大雨災害に関連し、公的機関（国又は地方公共団体）への手続き、損害保険の請求等に証明書を使用される方</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印鑑登録証（証明書交付カード）の再交付では、登録する印鑑をお持ちください。また、再交付には数日要する場合があります。 ・ 代理人が来られる場合は、委任状が必要となります。 ・ コンビニ交付サービスでは、交付手数料は免除されません。
お問い合わせ先	市民課（本庁舎1階） TEL：33-4110

制度の名称	税証明書の手数料の免除
支援の種類	免除
制度の内容	<p>り災証明書の交付を受けられた方で、災害に関連し、公的機関（国または地方公共団体）の手続きに使用される場合には、以下の証明書の交付手数料を免除します。</p> <p>【対象となる税証明書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得課税証明書 ・資産証明書 ・納税証明書 <p>【証明書の交付窓口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証明書発行窓口（本庁舎1階） ・市民税課（本庁舎2階） ・各支所地域振興課 ・日奈久出張所
用できる方	り災証明書の交付を受けられた方
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料の免除申請には、り災証明書と公的機関に提出することがわかる書類の提示が必要です。 ・資産証明書については本人以外の方、所得課税証明書・納税証明書については、同一世帯以外の方が来所される場合は、委任状が必要になります。 ・コンビニ交付サービスでは、交付手数料は免除されません。
お問い合わせ先	市民税課（本庁舎2階） TEL：33-4107

経済・生活面の支援

制度の名称	災害見舞金の支給
支援の種類	給付
制度の内容	<p>住家が床上浸水などの準半壊以上の被害を受けた世帯に対し、災害見舞金を支給します。</p> <p><対象者></p> <p>①住家の被害を受け、床上浸水など準半壊以上の「り災証明」を受けた世帯主</p> <p>②住家の被害を受け、全壊の「り災証明」を受けた世帯主</p> <p><支給></p> <p>①住家の床上浸水など準半壊以上 3万円</p> <p>②住家の全壊 10万円</p> <p><対象の方へのご案内></p> <p>申請については、り災証明書発送時に該当される世帯にご案内します。</p>
活用できる方	住家に被害を受けた世帯で、上記の対象に該当される方
注意事項	—
お問い合わせ先	健康福祉政策課（本庁舎2階） TEL：33-4003

制度の名称	被災者生活再建支援制度				
支援の種類	給付				
制度の内容	<p>令和7年8月大雨により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。支給額は、下記の2つの支援金の合計額になります。</p> <p><支援金の支給額></p>				
			加算支援金		合計
	全壊 解体 長期避難	100万円 (75万円)	建設・購入	200万円 (150万円)	300万円 (225万円)
			補修	100万円 (75万円)	200万円 (150万円)
			賃借	50万円 (37.5万円)	150万円 (112.5万円)
	大規模半壊	50万円 (37.5万円)	建設・購入	200万円 (150万円)	250万円 (187.5万円)
			補修	100万円 (75万円)	150万円 (112.5万円)
			賃借	50万円 (37.5万円)	100万円 (75万円)
	中規模半壊	—	建設・購入	100万円 (75万円)	100万円 (75万円)
			補修	50万円 (37.5万円)	50万円 (37.5万円)
賃借			25万円 (18.75万円)	25万円 (18.75万円)	
<p>※（ ）は単身世帯の金額になります。</p> <p><申請書類></p> <p>基礎支援金：り災証明書、住民票（世帯全員・続柄記載）など 加算支援金：契約書（建設・購入、補修、賃借の契約書）など ※いずれも通帳の写し（口座がわかるもの）が必要になります。 ※その他、申請書等の必要書類は個別にご案内します。</p> <p><申請期間></p> <p>基礎支援金：災害発生日から13ヵ月以内 加算支援金：災害発生日から37ヵ月以内</p> <p>(次ページへ続く)</p>					

活用できる方	<p>①居住する住宅が全壊した世帯（全壊世帯）</p> <p>②居住する住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること。住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること。その他これらに準ずるやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は住宅が解体された世帯（半壊解体世帯、敷地被害解体世帯）</p> <p>③土石流等による被害が発生する危険な状況が継続すること。その他の事由により、居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）</p> <p>④居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）</p> <p>⑤居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・被災時に現に居住していた世帯が対象となります。 ・空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。 ・この支援金は、被災時の世帯に対して支給されるものです。
お問い合わせ先	生活援護課（本庁舎2階） TEL：33-8722

制度の名称	災害義援金の配分																																																		
支援の種類	給付																																																		
制度の内容	被災された方々の生活支援のため、熊本県から配分された義援金及び市に寄せられた義援金を配分します。																																																		
	＜支給対象＞																																																		
	○人的被害 死亡者等の同一世帯の方及び重症者																																																		
	○住家被害 住家に被害を受け、全壊、大規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊のり災証明書の交付を受けた世帯 ※倉庫や納屋・事業所等は対象外																																																		
	＜支給額＞																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">被害区分</th> <th colspan="3">支給金額(円)</th> </tr> <tr> <th>県</th> <th>市</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">人的被害</td> <td>死亡者</td> <td>270,000円</td> <td>30,000円</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>行方不明者</td> <td>270,000円</td> <td>30,000円</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>重傷者</td> <td>27,000円</td> <td>3,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">住家被害</td> <td>全壊</td> <td>270,000円</td> <td>30,000円</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>202,500円</td> <td>22,500円</td> <td>225,000円</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊</td> <td>135,000円</td> <td>15,000円</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>81,000円</td> <td>9,000円</td> <td>90,000円</td> </tr> <tr> <td>準半壊</td> <td>27,000円</td> <td>3,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一部損壊</td> <td>10,000円</td> <td>1,500円</td> <td>11,500円</td> </tr> </tbody> </table>				被害区分		支給金額(円)			県	市	合計	人的被害	死亡者	270,000円	30,000円	300,000円	行方不明者	270,000円	30,000円	300,000円	重傷者	27,000円	3,000円	30,000円	住家被害	全壊	270,000円	30,000円	300,000円	大規模半壊	202,500円	22,500円	225,000円	中規模半壊	135,000円	15,000円	150,000円	半壊	81,000円	9,000円	90,000円	準半壊	27,000円	3,000円	30,000円		一部損壊	10,000円	1,500円	11,500円
	被害区分		支給金額(円)																																																
			県	市	合計																																														
	人的被害	死亡者	270,000円	30,000円	300,000円																																														
		行方不明者	270,000円	30,000円	300,000円																																														
重傷者		27,000円	3,000円	30,000円																																															
住家被害	全壊	270,000円	30,000円	300,000円																																															
	大規模半壊	202,500円	22,500円	225,000円																																															
	中規模半壊	135,000円	15,000円	150,000円																																															
	半壊	81,000円	9,000円	90,000円																																															
	準半壊	27,000円	3,000円	30,000円																																															
	一部損壊	10,000円	1,500円	11,500円																																															
※ 「県」欄は、熊本県、日本赤十字社及び共同募金会に寄せられた義援金で、「市」欄は、本市に直接寄せられた義援金です。																																																			
＜申請方法＞																																																			
対象となる世帯には、被災の程度に応じて順次申請書をお送りします。いずれかの方法で申請してください。																																																			
(1) 窓口申請																																																			
<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎2階（12番窓口） こども未来課 ・各支所地域振興課 																																																			
(2) 郵送申請																																																			
<ul style="list-style-type: none"> ・八代市役所 こども未来課に送付 (申請期限(令和8年3月26日)当日の消印有効) 																																																			
(3) オンライン申請																																																			
申請者本人の口座に振り込みを希望される方のみ可能 ※送付する申請書に申請フォームのURLを記載しています。																																																			
＜申請期限＞																																																			
令和8年3月26日(木)																																																			
活用できる方	令和7年8月豪雨において被害を受け、上記区分に該当される方																																																		
注意事項	申請者以外の方の口座への振込を希望される場合は、委任状が必要です。																																																		
お問い合わせ先	こども未来課(本庁舎2階) Tel: 33-8721																																																		

税金・保険料等の減免措置等

制度の名称	個人住民税（市県民税）の減免																																																	
支援の種類	減免																																																	
制度の内容	<p>令和7年8月大雨により被害を受け、下記の基準に該当される方は、令和7年度の個人住民税の減免措置を受けることができます。令和7年度の個人住民税が減免される割合は、以下のとおりです。</p> <p><制度内容></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">事由</th> <th style="width: 50%;">減額・免除措置の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">死亡した場合</td> <td style="text-align: center;">全部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">障がい者となった場合</td> <td style="text-align: center;">10分の9</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 損壊した居住の住宅の被害の程度に基づく減免適用区分の特例</p> <p><減額・免除措置の割合></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">令和6年中の合計所得金額</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">損害の程度</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">全壊のとき</th> <th style="width: 15%;">大規模半壊のとき</th> <th style="width: 15%;">中規模半壊のとき</th> <th style="width: 15%;">半壊のとき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td style="text-align: center;">全部</td> <td style="text-align: center;">4分の3</td> <td style="text-align: center;">2分の1</td> <td style="text-align: center;">2分の1</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td style="text-align: center;">2分の1</td> <td style="text-align: center;">8分の3</td> <td style="text-align: center;">4分の1</td> <td style="text-align: center;">4分の1</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td style="text-align: center;">4分の1</td> <td style="text-align: center;">16分の3</td> <td style="text-align: center;">8分の1</td> <td style="text-align: center;">8分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 納税義務者の所有する住宅又は家財の損害の程度に基づく減免適用区分の特例</p> <p><減額・免除措置の割合></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">令和6年中の合計所得金額</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">損害の程度</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">10分の5以上</th> <th style="width: 20%;">10分の4以上 10分の5未満</th> <th style="width: 20%;">10分の2以上 10分の4未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td style="text-align: center;">全部</td> <td style="text-align: center;">4分の3</td> <td style="text-align: center;">2分の1</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td style="text-align: center;">2分の1</td> <td style="text-align: center;">8分の3</td> <td style="text-align: center;">4分の1</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td style="text-align: center;">4分の1</td> <td style="text-align: center;">16分の3</td> <td style="text-align: center;">8分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p><対象となる税額></p> <p>【8月10日以降に納期を迎える個人市県民税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収…7月分（納期限：令和7年8月13日）以降の税額 ・普通徴収…第2期（納期限：令和7年9月1日）以降の税額 <p><申請期限></p> <p style="padding-left: 20px;">令和8年3月31日（火）</p> <p>(次ページへ続く)</p>	事由	減額・免除措置の割合	死亡した場合	全部	障がい者となった場合	10分の9	令和6年中の合計所得金額	損害の程度				全壊のとき	大規模半壊のとき	中規模半壊のとき	半壊のとき	500万円以下	全部	4分の3	2分の1	2分の1	750万円以下	2分の1	8分の3	4分の1	4分の1	1,000万円以下	4分の1	16分の3	8分の1	8分の1	令和6年中の合計所得金額	損害の程度			10分の5以上	10分の4以上 10分の5未満	10分の2以上 10分の4未満	500万円以下	全部	4分の3	2分の1	750万円以下	2分の1	8分の3	4分の1	1,000万円以下	4分の1	16分の3	8分の1
事由	減額・免除措置の割合																																																	
死亡した場合	全部																																																	
障がい者となった場合	10分の9																																																	
令和6年中の合計所得金額	損害の程度																																																	
	全壊のとき	大規模半壊のとき	中規模半壊のとき	半壊のとき																																														
500万円以下	全部	4分の3	2分の1	2分の1																																														
750万円以下	2分の1	8分の3	4分の1	4分の1																																														
1,000万円以下	4分の1	16分の3	8分の1	8分の1																																														
令和6年中の合計所得金額	損害の程度																																																	
	10分の5以上	10分の4以上 10分の5未満	10分の2以上 10分の4未満																																															
500万円以下	全部	4分の3	2分の1																																															
750万円以下	2分の1	8分の3	4分の1																																															
1,000万円以下	4分の1	16分の3	8分の1																																															

	<p><受付場所></p> <p>本庁舎1階：国保ねんきん課、介護保険課 本庁舎2階：市民税課、資産税課 各支所地域振興課、日奈久出張所、龍峯出張所</p> <p><申請に必要な書類></p> <p>【(1)、(2)共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免申請書 ・り災証明書（写しでも可） <p><(2)を申請される方は上記書類に加え></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の新築価額（中古の場合、売買金額）がわかる書類 ・保険金、損害賠償金等による補てん金額がわかる書類 ・被害を受けた家財の明細書 ・家財の保険金、損害賠償金等による補てん金額がわかる書類 <p>※家財の範囲</p> <p>納税者（扶養親族を含む。）の日常生活に通常必要な家具、じゅう器、衣服、書籍その他の家庭用動産をいう。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【家財の対象外となる動産】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書画、骨とう、娯楽品等で生活に必要な程度を超えるもの ・固定資産税において家屋の一部として評価している動産（給湯器、水道用ポンプ等） ・自家用車、バイク等の屋外で使用する動産 </div>
活用できる方	令和7年8月大雨により、居住又は所有する住宅、もしくは家財に被害を受けた納税義務者
注意事項	—
お問い合わせ先	市民税課（本庁舎2階） Tel：33-4107

制度の名称	固定資産税の減免																																		
支援の種類	減免																																		
制度の内容	<p>令和7年8月大雨により被災された方に対して、それぞれの資産区分の損害の程度に応じて、8月10日以降に納期限が到来する令和7年度の固定資産税の税額を減免します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資産区分</th> <th>損害の程度</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">家屋</td> <td>全壊のとき</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊のとき</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊・半壊のとき</td> <td>10分の4</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>家屋の損害において必要な申請書類</u></p> <p>(1) 住家の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免申請書 ・り災証明書（コピー可） <p>(2) 住家以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免申請書 ・被害状況がわかる写真 ・家屋本体の修理に要する見積書 又は 領収書 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資産区分</th> <th>損害の程度</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">土地</td> <td>当該土地の面積の8/10以上</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>当該土地の面積の6/10以上8/10未満</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>当該土地の面積の4/10以上6/10未満</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>当該土地の面積の2/10以上4/10未満</td> <td>10分の4</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>土地の損害において必要な申請書類</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免申請書 ・被害状況がわかる写真 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資産区分</th> <th>損害の程度</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">償却資産</td> <td>全壊、流失、埋没等による除却</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>10分の6以上</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>10分の4以上10分の6未満</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>10分の2以上10分の4未満</td> <td>10分の4</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>償却資産の損害において必要な申請書類</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免申請書 ・被害状況がわかる写真 ・償却資産の修理に要する見積書 又は 領収書 ・償却資産申告書の控え <p>(次ページへ続く)</p>	資産区分	損害の程度	減免の割合	家屋	全壊のとき	全部	大規模半壊のとき	10分の6	中規模半壊・半壊のとき	10分の4	資産区分	損害の程度	減免の割合	土地	当該土地の面積の8/10以上	全部	当該土地の面積の6/10以上8/10未満	10分の8	当該土地の面積の4/10以上6/10未満	10分の6	当該土地の面積の2/10以上4/10未満	10分の4	資産区分	損害の程度	減免の割合	償却資産	全壊、流失、埋没等による除却	全部	10分の6以上	10分の8	10分の4以上10分の6未満	10分の6	10分の2以上10分の4未満	10分の4
	資産区分	損害の程度	減免の割合																																
	家屋	全壊のとき	全部																																
		大規模半壊のとき	10分の6																																
		中規模半壊・半壊のとき	10分の4																																
	資産区分	損害の程度	減免の割合																																
	土地	当該土地の面積の8/10以上	全部																																
		当該土地の面積の6/10以上8/10未満	10分の8																																
		当該土地の面積の4/10以上6/10未満	10分の6																																
		当該土地の面積の2/10以上4/10未満	10分の4																																
資産区分	損害の程度	減免の割合																																	
償却資産	全壊、流失、埋没等による除却	全部																																	
	10分の6以上	10分の8																																	
	10分の4以上10分の6未満	10分の6																																	
	10分の2以上10分の4未満	10分の4																																	

	<p><対象となる税額> 【8月10日以降に納期を迎える令和7年度分の固定資産税】 ・第3期（納期限：令和7年12月1日）以降の税額</p> <p><申請期限> 令和8年3月31日（火）</p> <p><受付場所> 本庁舎1階：国保ねんきん課、介護保険課 本庁舎2階：市民税課、資産税課 各支所地域振興課、日奈久出張所、龍峯出張所</p>
活用できる方	令和7年8月大雨により所有する固定資産に被害を受けた納税義務者
注意事項	—
お問い合わせ先	資産税課（本庁舎2階） TEL：33-4108

	国民健康保険税の減免																													
支援の種類	減免																													
制度の内容	<p>令和7年8月大雨により被害を受け、下記の基準に該当される八代市国民健康保険の加入世帯は、8月10日以降に納期限が到来する令和7年度の国民健康保険税の減免措置を受けることができます。令和7年度の国民健康保険税が減免される割合は、以下のとおりです。</p> <p><減免の基準・内容></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害の程度</th> <th colspan="4">減額・免除措置の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡した場合</td> <td colspan="4">全部</td> </tr> <tr> <td>障がい者となった場合</td> <td colspan="4">10分の9</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>全壊のとき</th> <th>大規模半壊のとき</th> <th>中規模半壊のとき</th> <th>半壊のとき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減免の割合</td> <td>全部</td> <td>2分の1</td> <td>2分の1</td> <td>2分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※損害の程度・・・り災証明書の被害程度により判定</p> <p><対象> 【8月10日以降に納期を迎える国民健康保険税】 ・特別徴収…8月分（3期）～令和8年2月分（6期） ・普通徴収…8月分（5期）～令和8年3月分（12期）</p> <p><申請に必要な書類> ・減免申請書 ・り災証明書（写しでも可）</p> <p><申請期限> 令和8年3月31日（火）</p> <p><受付場所> 本庁舎1階：国保ねんきん課、介護保険課 本庁舎2階：市民税課、資産税課 各支所地域振興課、日奈久出張所、龍峯出張所</p>					被害の程度	減額・免除措置の割合				死亡した場合	全部				障がい者となった場合	10分の9				損害の程度	全壊のとき	大規模半壊のとき	中規模半壊のとき	半壊のとき	減免の割合	全部	2分の1	2分の1	2分の1
	被害の程度	減額・免除措置の割合																												
	死亡した場合	全部																												
	障がい者となった場合	10分の9																												
	損害の程度	全壊のとき	大規模半壊のとき	中規模半壊のとき	半壊のとき																									
	減免の割合	全部	2分の1	2分の1	2分の1																									
活用できる方	令和7年8月大雨により、居住する住宅又は家財に被害を受けた八代市国民健康保険加入世帯																													
注意事項	—																													
お問い合わせ先	国保ねんきん課（本庁舎1階） TEL：33-4113																													

制度の名称	介護保険料の減免																								
支援の種類	減免																								
制度の内容	<p>令和7年8月大雨により被害を受け、下記の基準に該当される八代市介護保険の加入者は、8月10日以降に納期限が到来する令和7年度の介護保険料の減免措置を受けることができます。令和7年度の介護保険料が減免される割合は、以下のとおりです。</p> <p><減免の基準・内容></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害の程度</th> <th colspan="4">減額・免除措置の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡した場合</td> <td colspan="4">全部</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>全壊 のとき</th> <th>大規模半壊 のとき</th> <th>中規模半壊 のとき</th> <th>半壊 のとき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減免の割合</td> <td>全部</td> <td>2分の1</td> <td>2分の1</td> <td>2分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※損害の程度・・・り災証明書の被害程度により判定</p> <p><対象> 【8月10日以降に納期を迎える介護保険料】 <ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収…8月分（3期）～令和8年2月分（6期） ・普通徴収…8月分（5期）～令和8年3月分（12期） </p> <p><申請に必要な書類> <ul style="list-style-type: none"> ・減免申請書 ・り災証明書（写しでも可） </p> <p><申請期限> 令和8年3月31日（火）</p> <p><受付場所> 本庁舎1階：国保ねんきん課、介護保険課 本庁舎2階：市民税課、資産税課 各支所地域振興課、日奈久出張所、龍峯出張所</p>					被害の程度	減額・免除措置の割合				死亡した場合	全部				損害の程度	全壊 のとき	大規模半壊 のとき	中規模半壊 のとき	半壊 のとき	減免の割合	全部	2分の1	2分の1	2分の1
	被害の程度	減額・免除措置の割合																							
	死亡した場合	全部																							
	損害の程度	全壊 のとき	大規模半壊 のとき	中規模半壊 のとき	半壊 のとき																				
	減免の割合	全部	2分の1	2分の1	2分の1																				
	活用できる方	令和7年8月大雨により、居住する住宅又は家財に被害を受けた65歳以上の介護保険被保険者																							
注意事項	—																								
お問い合わせ先	介護保険課（本庁舎1階） TEL：32-1175																								

制度の名称	介護サービス利用料の減免												
支援の種類	減免												
制度の内容	<p>令和7年8月大雨により被害を受け、下記の基準に該当される八代市介護保険の要支援・要介護認定者は、8月10日以降に利用された介護保険サービスに係る利用料の減免措置を受けることができます。令和7年度の介護保険サービス利用料が減免される割合は、以下のとおりです。</p> <p><減免の基準・内容></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">令和6年中の 合計所得金額</th> <th colspan="2">軽減又は免除の割合</th> </tr> <tr> <th>全壊のとき</th> <th>半壊、中規模半壊、 大規模半壊のとき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>120万円未満</td> <td>100分の100</td> <td>100分の97</td> </tr> <tr> <td>120万円以上</td> <td>100分の97</td> <td>100分の95</td> </tr> </tbody> </table> <p>※損害の程度・・・り災証明書の被害程度により判定</p> <p><申請に必要な書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免申請書 ・り災証明書（写しでも可） <p><申請期限></p> <p>令和8年3月31日（火）</p> <p><受付場所></p> <p>本庁舎1階：国保ねんきん課、介護保険課 本庁舎2階：市民税課、資産税課 各支所地域振興課、日奈久出張所、龍峯出張所</p>		令和6年中の 合計所得金額	軽減又は免除の割合		全壊のとき	半壊、中規模半壊、 大規模半壊のとき	120万円未満	100分の100	100分の97	120万円以上	100分の97	100分の95
令和6年中の 合計所得金額	軽減又は免除の割合												
	全壊のとき	半壊、中規模半壊、 大規模半壊のとき											
120万円未満	100分の100	100分の97											
120万円以上	100分の97	100分の95											
活用できる方	令和7年8月大雨により、居住する住宅又は家財に被害を受けた介護保険サービス利用者												
注意事項	—												
お問い合わせ先	介護保険課（本庁舎1階） TEL：33-4145												

制度の名称	後期高齢者医療保険料の減免																		
支援の種類	減免																		
制度の内容	<p>令和7年8月大雨により被害を受け、下記の基準に該当される後期高齢者医療制度の被保険者は、令和7年8月分から令和8年7月分までの1年（12か月）分の後期高齢者医療保険料の減免措置を受けることができます。保険料が減免される割合は、以下のとおりです。</p> <p><減免の基準・内容></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">令和6年中の 総所得金額</th> <th colspan="2">被害区分・損害の程度</th> </tr> <tr> <th>全壊（流出を含む）・全焼</th> <th>大規模半壊・中規模半壊・半壊・床上浸水（準半壊を含む）・半焼</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>10分の5以上</td> <td>10分の3以上 10分の5未満</td> </tr> <tr> <td>500万円以下</td> <td>全部</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>2分の1</td> <td>4分の1</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>4分の1</td> <td>8分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※損害の程度・・・り災証明書の被害程度、住宅、家財又はその他の財産の損害額により判定</p> <p><申請書類> 減免申請書、資産価値の分かるもの、り災証明書（コピー可）、損害補填額の分かるもの（コピー可）又は申立書（損害補填額がない場合）、確定申告書又は前年中の所得がわかる書類（コピー可）</p> <p><申請期限> 令和8年3月31日（火）</p> <p><受付場所> 本庁舎1階：国保ねんきん課、介護保険課 本庁舎2階：市民税課、資産税課 各支所地域振興課、日奈久出張所、龍峯出張所</p>		令和6年中の 総所得金額	被害区分・損害の程度		全壊（流出を含む）・全焼	大規模半壊・中規模半壊・半壊・床上浸水（準半壊を含む）・半焼		10分の5以上	10分の3以上 10分の5未満	500万円以下	全部	2分の1	750万円以下	2分の1	4分の1	1,000万円以下	4分の1	8分の1
令和6年中の 総所得金額	被害区分・損害の程度																		
	全壊（流出を含む）・全焼	大規模半壊・中規模半壊・半壊・床上浸水（準半壊を含む）・半焼																	
	10分の5以上	10分の3以上 10分の5未満																	
500万円以下	全部	2分の1																	
750万円以下	2分の1	4分の1																	
1,000万円以下	4分の1	8分の1																	
活用できる方	令和7年8月大雨により、居住する住宅又は家財に被害を受けた後期高齢者医療制度の被保険者																		
注意事項	—																		
お問い合わせ先	国保ねんきん課（本庁舎1階） TEL：33-4490 熊本県後期高齢者医療広域連合 TEL：096-368-6511																		

制度の名称	国民年金保険料の免除
支援の種類	免除
制度の内容	<p>住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けた場合、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が免除されます。</p> <p>※免除となる対象者の範囲の詳細や申請手続きについては、国保ねんきん課（本庁舎1階）、または八代年金事務所へお問い合わせください。</p>
活用できる方	国民年金第1号被保険者で上記に該当する方
お問い合わせ先	<p>国保ねんきん課（本庁舎1階） TEL：33-4105</p> <p>八代年金事務所 TEL：35-6123</p>

制度の名称	自動車税種別割の減免
支援の種類	減免
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・被害を受けた自動車に係る被災年度の自動車税の種別割 <p><減免の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車が使用不能の場合 →全額免除 ・被害額が自動車の被災前の価額の 1/2 以上の場合 →税額の 1/2 相当額を軽減 <p><主な必要書類></p> <ol style="list-style-type: none"> ①災害減免申請書 ②「り災証明書」又は「被災証明書」 ③被災自動車の写真（車のナンバーが写っているもの。） ※写真がない場合は、理由書 ④使用不能の場合は、永久抹消登録証明書 （やむを得ず一時抹消の場合は申立書も必要。抹消できず解体した場合は解体に係る証明書（使用済自動車引取証明書）が必要） ⑤修理の場合は、修理工場の領収書又は請求書 ⑥修理の場合は、保険金等の補てんがあった場合その補てん金額を証する書類 <p>「熊本県電子申請システム」で減免申請ができます。 https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/17/50810.html インターネット環境において「熊本県 災害 減免 自動車」と検索ください。</p>
活用できる方	令和7年8月大雨により、自動車に被害を受けられた方
注意事項	<p><u>軽自動車は対象ではありません。</u></p> <p>※自動車の被災前の価額が税額に満たないときの例外があります。</p> <p>※損害（被害）額は、保険金等で補てんされる額を除きます。</p>
お問い合わせ先	自動車税事務所 TEL：096-368-4020

制度の名称	(軽) 自動車税環境性能割の免除
支援の種類	免除
制度の内容	<p><免除の対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害により自動車が滅失又は損壊した者が代替する自動車を取得した場合の自動車税又は軽自動車税の環境性能割 <p><免除の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害により滅失又は損壊した自動車の所有者等が、被災自動車を抹消登録し、被災自動車が被害にあった日から6月以内に被災自動車に代わる自動車を取得した場合の自動車税又は軽自動車税の環境性能割 →全額免除 <p><主な必要書類></p> <ol style="list-style-type: none"> ①災害減免申請書 ②「り災証明書」又は「被災証明書」 ③被災自動車の被災後の写真（車のナンバーが写っているもの。） ※写真がない場合は、理由書 ④被災自動車の抹消登録が確認できる書類 ⑤取得した自動車の自動車検査証 <p>「熊本県電子申請システム」で減免申請ができます。 https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/17/50810.html インターネット環境において「熊本県 災害 減免 自動車」と検索ください。</p>
活用できる方	令和7年8月大雨により自動車に被害を受け、買い替えをされた方
注意事項	軽自動車も対象です。
お問い合わせ先	自動車税事務所 TEL：096-368-4020

公共料金の減免措置等

制度の名称	下水道受益者負担金（分担金）の徴収猶予
支援の種類	猶予
制度の内容	<p>令和7年8月大雨により被災された方を対象に、下水道受益者負担金（分担金）の支払期限を1年間延長します。</p> <p><猶予対象期> 令和7年度2期、3期、4期</p> <p><猶予期間> 1年間</p> <p><申請方法> 電話にて相談後、り災証明書を添付した申請書を提出してください。</p>
活用できる方	り災証明書の交付を受けた方
注意事項	—
お問い合わせ先	<p>下水道総務課（本庁舎5階）</p> <p>TEL：33-4147</p>

制度の名称	NHK受信料の免除
支援の種類	免除
制度の内容	<p>災害救助法が適用された区域内において、次のとおり放送受信料が免除されます。</p> <p><災害救助法が適用されている区域> 八代市全域</p> <p><免除の対象> 半壊又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約</p> <p><免除期間> 令和7年8月から令和7年9月まで（2か月間）</p> <p><申請の手続き></p> <ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書の写し ・放送受信料免除申請書 <p>※NHK のホームページに掲載 https://www.nhk-cs.jp/contract/exemption/menjo-info/saigai-menjo-shinsei/</p> <p><申請書類のお送り先> 〒860-8602 熊本市中央区花畑町5-1 NHK熊本放送局 経営管理企画センター 宛</p>
活用できる方	放送受信契約をされている上記の対象に該当する方
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・放送受信契約をされている方からの届けにより、免除対象となる方を確定します。 ・免除が適用される期間の放送受信料について、前払い等により、すでに支払いをされている場合は、支払い済み分を免除期間終了後の請求分に充当します。
お問い合わせ先	NHK ふれあいセンター TEL：0570-077-077 9：00～18：00 ※土・日・祝日も受付

住まいの確保

制度の名称	賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）								
支援の種類	現物貸与								
制度の内容	<p>住宅が被災により一定の被害を受け、そのままの状態では住むことができない場合で、自らの資力で住居を確保することができない被災者に対して、災害救助法に基づき民間賃貸住宅を無償で提供する制度です。</p> <p><条件> 賃貸する物件の家賃が1ヵ月当たり次の額以下であること</p> <table border="0"> <tr> <td>1人世帯</td> <td>5. 5万円以下</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>6. 5万円以下</td> </tr> <tr> <td>3人～4人世帯</td> <td>8. 5万円以下</td> </tr> <tr> <td>5人以上の世帯</td> <td>13万円以下</td> </tr> </table> <p><入居期間> 最長2年間</p>	1人世帯	5. 5万円以下	2人世帯	6. 5万円以下	3人～4人世帯	8. 5万円以下	5人以上の世帯	13万円以下
1人世帯	5. 5万円以下								
2人世帯	6. 5万円以下								
3人～4人世帯	8. 5万円以下								
5人以上の世帯	13万円以下								
活用できる方	令和7年8月大雨による八代市在住の被災者において、住まいが全壊・半壊（自宅に居住できない人に限る）した人、または、道路・電気・ガス・水道等設備復旧に長期間の見込みがある方								
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃貸物件は、入居希望者ご自身で探していただきます。 ・ 駐車場代、水道、光熱水費等は入居者の負担となります。 ・ 既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している方へ 8月11日（災害救助法適用日）以降、既に個人で契約して入居している場合でも、入居者の要件と借上げ住宅の条件等を満たし、貸主の同意が得られる場合は、県、貸主、入居者が三者契約を締結することで、入居日に遡って本事業（賃貸型応急住宅）の対象になります。（保険は遡及できません） 								
お問い合わせ先	住宅課（本庁舎5階） TEL：33-4122								

制度の名称	住宅の応急修理						
支援の種類	現物給付						
制度の内容	<p>日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで元の住家に引き続き住めるようにすること等を目的としたもので、応急修理に掛かる費用（限度額内の修理費用）を被災者に代わって八代市が支払う制度です。</p> <p><修理の範囲> 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分であって、緊急に応急修理をすることが必要な部位です。</p> <p><費用の限度額></p> <table border="1" data-bbox="427 804 1369 954"> <thead> <tr> <th>被害認定</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊、大・中規模半壊、半壊</td> <td>一世帯あたり 最大 73 万 9 千円</td> </tr> <tr> <td>準半壊</td> <td>一世帯あたり 最大 35 万 8 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p><必要書類></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 災害救助法の住宅の応急修理申込書（様式第1号） ② 住宅の被害状況に関する申出書 ③ 資力に関する申出書（様式第2号） ④ 修理見積書（様式第3号） ⑤ り災証明書（写） ⑥ 修理前の被害状況の写真 <div data-bbox="1209 1050 1423 1279" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>説明用フォーム</p>  </div>	被害認定	限度額	全壊、大・中規模半壊、半壊	一世帯あたり 最大 73 万 9 千円	準半壊	一世帯あたり 最大 35 万 8 千円
被害認定	限度額						
全壊、大・中規模半壊、半壊	一世帯あたり 最大 73 万 9 千円						
準半壊	一世帯あたり 最大 35 万 8 千円						
活用できる方	<p>り災証明の区分で「全壊（※1）」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」と記載されている住宅</p> <p>（※1）全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は、支援の対象となります。</p>						
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・必ず「施工前の被害状況写真」を撮影してください。スマートフォンで撮影した写真でも構いません。 ・市へご相談なく修理業者へ工事を依頼している場合、「住宅の応急修理」の支援を受けられなくなる場合がありますので、事前の相談をお願いします。 ・「半壊」以上と判定された方で、住居の修理期間が1か月を超える場合は、修理完了までの間、原則6か月間を限度に「住宅の応急修理」と「賃貸型応急住宅」の併用ができます。 ・借家の場合は、条件が厳しくなっていますので、事前にご相談ください。 						
お問い合わせ先	営繕課（本庁舎5階） TEL：33-4401						

制度の名称	応急住宅入居者の住まいの再建に係る入居及び転居費用の助成
支援の種類	助成
制度の内容	<p>住居が被害を受けたことにより、応急的な住まい等で居住を余儀なくされた世帯が、民間賃貸住宅や公営住宅に入居する場合の入居や転居費用、また自宅再建による転居費用を助成します。</p> <p>【応急住宅から民間賃貸住宅へ入居される世帯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居費用助成（礼金や仲介手数料など初期費用） 一律 20万円 ・転居費用助成（引っ越しに係る費用） 一律 10万円 <p>※同時に申請が可能です。</p> <p>【応急住宅から公営住宅へ入居される世帯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居費用助成（エアコンやガスコンロなどの初期整備費用） 一律 10万円 ・転居費用助成（引っ越しに係る費用） 一律 10万円 <p>※同時に申請が可能です。</p> <p>【応急住宅から自宅等へ帰られる世帯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転居費用助成（引っ越しに係る費用） 一律 10万円 <p>※住宅の応急修理制度を利用されている場合は、助成の対象外となります。</p>
活用できる方	<p>○応急住宅に入居されている世帯</p> <p>○上記以外の方で下記に該当する世帯は、助成ができる場合があります。ご相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書で全壊又は大規模半壊の判定を受けた世帯 ・り災証明書で半壊の判定を受け、その住宅を解体した世帯 ・他の制度の利用状況によっては、助成の対象外となる場合がありますので、事前にご相談ください。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・入居、転居は熊本県内に限ります。 ・助成は、1世帯につき1回限りです。
お問い合わせ先	健康福祉政策課（本庁舎2階） TEL：33-4003

制度の名称	令和7年8月大雨畳替助成事業
支援の種類	助成
制度の内容	<p>令和7年8月大雨で被災の方が居住している住宅において、八代市産の畳表を使用した畳替（新調）に対して、補助をします。</p> <p><補助率> 9割以内（上限：13,000円/1畳、6,500円/半畳）※千円未満切り捨て <u>※消費税は対象となりません。</u> ※枚数の上限はありません。 ※被災後に助成券（1畳 1,000円助成）を使用された方は、補助金額が変わります。 ※畳店等に支払う前に補助金を受け取ることもできます。詳しくは申請の際に農業振興課へお尋ねください。</p> <p><対象期間> 令和7年8月11日（月）～令和8年3月31日（火）</p> <p><対象者> 床上浸水等により、畳の被害を受けた市民。</p> <p><申請に必要な書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ り災証明書 ※木造及びプレハブ住宅は、「準半壊」 ※非木造住宅は、「一部損壊」以上。床上浸水していることが分かる資料も併せて提出ください。 ・ 畳の枚数や単価が記載された書類（見積書など） <p>※すでに張替えを行った方は、以下の書類も必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 領収書（支払いがお済の場合）または請求書 ・ 畳仕様書（QRコード付きタグが貼り付けてあるもの。購入先の畳店等からもらって下さい。） ・ 畳の新調の状況が判る写真 ・ 振込先の口座番号がわかるもの（通帳又はキャッシュカード） <p>※ その他必要に応じて書類の提出を求められることがあります。</p> <p><申請場所> 農業振興課 又は 各支所産業建設課</p> <div style="text-align: right;">  <p>熊本県産畳表マスコットキャラクター たたみわらし 畳 童子の「たみみ」</p> </div>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 八代市内にお住まいの方で、床上浸水の被害を受け、災害対策基本法に基づく「り災証明書」が発行されており、以下のいずれかを満たすこと。 <p>（1）木造及びプレハブ住宅 準半壊以上の被害判定を受けていること。</p> <p>（2）非木造住宅 一部損壊以上の被害判定を受けており、床上浸水していることが分かる資料を提出できること。</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 八代市産の畳表を使用すること（QRコードタグを添付）。 ・ 市税の滞納がないこと。 ・ 災害救助法に基づく救助（住宅の応急修理）にて、畳が対象となっていないもの。
お問い合わせ先	農業振興課（本庁舎4階） TEL：33-8751

制度の名称	八代市土砂災害危険住宅移転促進事業
支援の種類	補助（遡及適用）
制度の内容	<p>土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内に居住する方々の安全な区域への住宅移転を促進します。</p> <p>【交付要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●現在お住いの住宅の除去 ●県内の安全な区域（レッドゾーン・イエローゾーン外）への移転 ●除却を行った跡地に住居を建築しないこと <p>【補助内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●現在お住いの住宅の除却費等 ●移転先住宅の建設・購入費、リフォーム費 ●移転経費（動産移転費用等） ●アパート等の賃貸費（1年間） <p>※移転先の例 新築（中古）住宅、親族宅、マンション・賃貸アパート、サービス付き高齢者向け住宅など</p> <p>【移転費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●最高300万円
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●レッドゾーン内にある住宅（賃貸住宅を除く）に現在お住まいの方 ●令和7年8月10日からの大雨の被災者については、交付決定の前に行われた事業に要した経費についても、写真や書類等による確認ができる場合は、遡及（さかのぼって）適用し、交付の対象とします
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●遡及（さかのぼって）適用を希望される方につきましては、り災証明書の確認を行います
お問い合わせ先	土木課（本庁舎5階） Tel：33-4121

事業経営・農林漁業への支援

制度の名称	八代市中小企業信用保証料補給事業（災害対応分）
支援の種類	補助
制度の内容	<p>令和7年8月大雨で被災した事業者に対し、事業再建を支援するため、金融機関からの借入に必要な信用保証料の全額を補助します。</p> <p><対象融資></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 小口資金融資 ② 中小企業経営安定特別融資 ③ 創業支援融資 <p><補給内容></p> <p>信用保証料の全額を補給</p>
活用できる方	令和7年8月大雨により被害を受けた市内中小企業者
注意事項	—
お問い合わせ先	商工政策課（本庁舎4階） TEL：33-8513

制度の名称	日本政策金融公庫による「災害復旧貸付」		
支援の種類	貸付・融資		
制度の内容	地震、台風、豪雪や大規模な火災などの災害を受けた中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域の復興を支援するため、日本政策金融公庫が「災害復旧貸付」を実施します。		
	<制度内容>		
		国民生活事業	中小企業事業
	融資限度額	3千万円（※1）	1億5千万円（別枠）
	融資期間 （うち措置期間）	10年以内（※2） （2年以内）	
金利（※3）	1.90%	1.95%	
	（※1）国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。		
	（※2）国民生活事業においては、一般貸付を適用した場合の融資期間（うち措置期間）です。中小企業事業の設備資金においては、融資期間15年以内（うち措置期間2年以内）		
	（※3）いずれも令和7年8月1日現在、貸付期間5年の場合		
活用できる方	災害により被害のあった中小企業・小規模事業者		
注意事項	—		
お問い合わせ先	日本政策金融公庫 八代支店 Tel：32-5195		

制度の名称	中小企業基盤整備機構による「小規模企業共済災害時貸付」
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	<p>(1) 貸付限度額：原則として納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて7割～9割を乗じて得た額（50万円以上で5万円の倍数となる額）と1,000万円のいずれか少ない額</p> <p>(2) 貸付利率：年0.9%（令和6年1月4日現在）</p> <p>(3) 貸付期間：貸付金額500万円以下 36ヵ月 505万円以上 60ヵ月</p> <p>(4) 償還方法：6ヵ月ごとの元金均等割賦償還</p> <p>(5) 担保、保証人：不要</p> <p>(6) 借入窓口：商工組合中央金庫本・支店</p>
活用できる方	<p>小規模企業共済制度へ加入後、貸付資格判定時（4月末日及び10月末日）までに、12ヵ月以上の掛金を納付している共済契約者（ただし、貸付限度額が50万円以上）であって、災害救助法の適用される災害の被災区域内に事業所（※1）を有し、かつ、当該災害の影響により次の（1）又は（2）の要件に該当し、その旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他相当の団体から受けていること。</p> <p>(1) 被災区域内にある事業所又はその契約者事業の主要な資産（※1）について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準じる損害を受けていること。</p> <p>(2) 当該災害の影響を受けた後、原則として1月間の売上高（※1）が前年同月に比して減少することが見込まれること。</p> <p>(※1) 共済契約者が共同経営者の場合はその共同経営者の個人事業主の事業に関するもの、共済契約者が会社等の役員の場合はその会社等の事業に関するものとなります。</p>
注意事項	<p>以下が整っていれば、原則、即日貸付が可能です。（※2）</p> <p>(1) 被災したことを証明する証明書</p> <p>(2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構からの通知物（共済契約者の氏名及び契約者番号が分小規模企業共済災害時貸付の概要かるもの）</p> <p>(3) 貸付契約に必要な実印、印鑑証明（3ヵ月以内発行の原本）</p> <p>(4) 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等）</p> <p>(5) 収入印紙</p> <p>(※2) 借入窓口を商工中金以外に登録している場合には、借入窓口を商工中金に変更する手続きが必要になるため、即日貸付はできません。</p>
お問い合わせ先	中小企業基盤整備機構共済相談室 TEL：050-5541-7171

制度の名称	緊急時短期資金保証制度
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	<p><限度額></p> <p>① 普通保証制度 2億8,000万円以内</p> <p>② 小口零細企業保証制度 2,000万円以内</p> <p><資金使途></p> <p>事業資金（運転資金に限る）</p> <p><期間></p> <p>6か月以内</p> <p><保証料率></p> <p>① 普通保証制度の基準料率は、年0.45%～年1.90%</p> <p>② 小口零細企業保証制度の基準料率は、年0.50%～年2.20%</p> <p><融資利率></p> <p>金融機関所定利率</p> <p><返済方法></p> <p>一括返済。ただし、保証期限到来後、一括返済できない場合は長期資金にて借換可能</p> <p><担保></p> <p>原則として不要</p> <p><保証人></p> <p>原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要</p>
活用できる方	令和7年8月10日からの大雨により影響を受けた中小・小規模企業者
注意事項	1事業者1口限りとする
お問い合わせ先	熊本県信用保証協会 保証部保証事務課 Tel：096-375-2000

制度の名称	金融円滑化特別資金（令和7年8月大雨枠）
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	<p>〈限度額〉 1 企業 8,000 万円 1 組合 1 億円</p> <p>〈期間〉 1 年以上 10 年以内 据え置き期間 2 年以内</p> <p>〈保証料〉 保証料は県が全額負担します。</p> <p>〈融資利率〉 2 年以内 固定 年 1.50%以内 3 年以内 固定 年 1.70%以内 5 年以内 固定 年 1.85%以内 7 年以内 固定 年 2.00%以内 7 年超 固定 年 2.20%以内</p> <p>〈担保〉 必要に応じて徴求</p> <p>〈保証人〉 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要</p>
活用できる方	次の（１）又は（２）に該当する方 （１） 令和 7 年 8 月大雨による被害の影響を受けた中小企業者で、市町村長の発行する、り災証明書又は被災証明書を有している方 （２） 次の①又は②のいずれかに該当する方 ① 令和 7 年 8 月大雨の影響を受け、申込日から 1 年以内の連続する 3 か月間の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率（以下「平均売上高等」という。）が、前年同期の平均売上高等に比して減少している方 ② 令和 7 年 8 月大雨の影響を受け、今後 3 か月間の平均売上高等が前年同期の平均売上高等に比して減少する見込みの方
注意事項	活用できる方（２）の申し込みにあたっては、「平均売上高等減少理由書」に、令和 7 年 8 月大雨の影響で平均売上高等が減少している又は減少する見込みであることについての記載が必要です。
お問い合わせ先	熊本県 商工振興金融課 TEL：096-333-2314

制度の名称	令和7年8月豪雨に係る被災中小企業者再建支援補助金																				
支援の種類	補助																				
制度の内容	<p>令和7年8月豪雨で被災した中小企業者を対象に、被害を受けた施設・設備の復旧を支援する制度です。</p> <p>《申請期間》令和8年1月26日（月）～ ※終期は未定 《補助対象経費》被災した事業用の施設及び設備の復旧に要する費用 ※発災日（令和7年8月10日）以降であれば交付決定の前に復旧した経費も対象となります。</p> <p>※保険金や共済金等の受取がある場合、復旧に要する費用から保険金等を控除した金額が補助対象経費となります。</p> <p>《補助金額》：補助対象経費×3/4（補助上限額：1事業者につき3億円） ※千円未満切り捨て</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="4">復旧に要する経費(A)</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">補助対象外 経費(B) (消費税等)</td> <td style="width: 15%;">保険金等 受領額(C)</td> <td colspan="2">補助対象経費(A-B-C)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>国 1/2</td> <td>県 1/4 事業者 1/4</td> </tr> <tr> <td>自己負担</td> <td></td> <td colspan="2" style="background-color: #0070C0; color: white;">補助金 3/4</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>自己負担</td> </tr> </table> <p>補助対象経費の範囲や申請書類など詳細は、下記にお問い合わせください。</p>	復旧に要する経費(A)				補助対象外 経費(B) (消費税等)	保険金等 受領額(C)	補助対象経費(A-B-C)				国 1/2	県 1/4 事業者 1/4	自己負担		補助金 3/4					自己負担
復旧に要する経費(A)																					
補助対象外 経費(B) (消費税等)	保険金等 受領額(C)	補助対象経費(A-B-C)																			
		国 1/2	県 1/4 事業者 1/4																		
自己負担		補助金 3/4																			
			自己負担																		
活用できる方	<p>熊本県内に事業所を有する中小企業者（※）</p> <p>※中小企業支援法第2条に規定する事業者、商工会・商工会議所等の商工団体</p>																				
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> • 被災したことの証明（市町村が発行する被災証明書等）が必要です。 • 原則、施設は登記、設備は資産計上されているものに限りです。 • 補助対象者の要件（実績報告書の審査時に確認） <ol style="list-style-type: none"> ① BCP（事業継続計画）を策定すること ② 付保割合30%以上の「自然災害（風水害を含む）による損害保険等」に加入すること（小規模事業者は加入推奨） 																				
お問い合わせ先	<p>《申請書類提出先・お問い合わせ先》</p> <p>被災中小企業者補助金受付センター 096-237-7680 熊本市中央区神水1丁目3-1 ヨネザワ熊本県庁前ビル3階</p> <p>《申請書の作成等を支援します》</p> <p>八代商工会議所 0965-32-6191 八代市松江城町6-6 八代市商工会（本所） 0965-52-8111 八代市鏡町内田460-3</p>																				

制度の名称	い業機械復旧支援事業（8月豪雨）				
支援の種類	補助				
制度の内容	<p><補助対象></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年8月豪雨により被災したい業専用機械の修繕、整備及び再取得 総事業費が税込50万円未満のもの。（※国及び県の補助事業と重複して申請はできません。） 既に修繕等を行ったものも対象（8月11日以降に修理したものに限り） 再取得の場合、被災した機械を過去に国等の補助事業で購入し、耐用年数が残っている場合は対象外 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p><い業専用機械></p> <p>ハーベスタ 結束機 苗処理機 泥染機 移植機 加湿器（※） 乾燥機 織機（※） 色彩選別機（※） 苗たたき機 苗掘り取り機 選別機（※） ごさ乾燥機（※） その他（市長が認めるもの）</p> </div> <p>（※）は加工業者も申請することができます。その場合50万円以上のものも対象となります。（ただし、補助額は上限額まで）</p> <p><補助率></p> <p>事業費（消費税を除く）の2/3 上限30万3000円 ※1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨て</p> <p><申請方法></p> <p>以下の必要書類と併せて、交付申請書を提出ください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">修繕等がお済みの方</td> <td style="padding: 5px;"> ①令和7年8月豪雨により被災したことが分かる書類（倉庫などの被災証明書 の写し又は被災した状況が分かる写真） ②見積書や請求書等の写し ③対象となる専用機械の写真（「再取得」の場合は、被害を受けた機械の写真） ④（再取得の場合）修理不能証明書 ⑤（支払いが完了している場合）領収書の写し </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">修繕等これから行う方</td> <td style="padding: 5px;"> ①令和7年8月豪雨により被災したことが分かる書類（倉庫などの被災証明書 の写し又は被災した状況が分かる写真） ②見積書の写し ③対象となる専用機械の写真（「再取得」の場合は、被害を受けた機械の写真） ④（再取得の場合）修理不能証明書 </td> </tr> </table> <p>※実績報告時には請求書や領収書の写しの提出が別途必要になります。</p> <p><提出先></p> <p>農業振興課（本庁舎4階）、各支所産業建設課</p> <p><申請期限></p> <p>令和8年3月13日（金）</p>	修繕等がお済みの方	①令和7年8月豪雨により被災したことが分かる書類（倉庫などの被災証明書 の写し又は被災した状況が分かる写真） ②見積書や請求書等の写し ③対象となる専用機械の写真（「再取得」の場合は、被害を受けた機械の写真） ④（再取得の場合）修理不能証明書 ⑤（支払いが完了している場合）領収書の写し	修繕等これから行う方	①令和7年8月豪雨により被災したことが分かる書類（倉庫などの被災証明書 の写し又は被災した状況が分かる写真） ②見積書の写し ③対象となる専用機械の写真（「再取得」の場合は、被害を受けた機械の写真） ④（再取得の場合）修理不能証明書
修繕等がお済みの方	①令和7年8月豪雨により被災したことが分かる書類（倉庫などの被災証明書 の写し又は被災した状況が分かる写真） ②見積書や請求書等の写し ③対象となる専用機械の写真（「再取得」の場合は、被害を受けた機械の写真） ④（再取得の場合）修理不能証明書 ⑤（支払いが完了している場合）領収書の写し				
修繕等これから行う方	①令和7年8月豪雨により被災したことが分かる書類（倉庫などの被災証明書 の写し又は被災した状況が分かる写真） ②見積書の写し ③対象となる専用機械の写真（「再取得」の場合は、被害を受けた機械の写真） ④（再取得の場合）修理不能証明書				
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> 地域計画の目標地図に位置付けられ令和7年8月豪雨により、い業専用機械が被災したいぐさ生産者（位置付けられることが確実であると市が認めるものを含む。） 令和7年8月豪雨により、い業専用機械が被災した加工業者 				
注意事項	—				
お問合わせ先	農業振興課（本庁舎4階） TEL：33-8751				

制度の名称	令和7年8月大雨被害対策資金
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	<p><使 途> 運転資金</p> <p><限 度 額> 1,000万円 ※県・市・融資機関が5年間利子補給</p> <p><償還期間> 10年以内（措置期間3年以内）</p> <p><保 証 料> 融資機関、保証機関等に相談 ※保証料助成はなし</p> <p><貸付要件> ①り災証明書 ②収入保険等への加入（又は加入誓約）</p>
活用できる方	令和7年8月大雨で被災した農業者で下記に該当する方 農業所得が総所得（法人にあっては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高）の 過半を占めている、又は農業粗収益が 200 万円以上（法人にあっては売上高 1,000万円以上）である農業者
注意事項	—
お問い合わせ先	農林水産政策課（本庁舎4階） TEL：33-4117

制度の名称	い草等廃棄物処分事業（8月大雨）＜最終＞
支援の種類	サービス等
制度の内容	<p>令和7年8月大雨で浸水し、使えなくなっ<u>たい草（原草）・畳表の2回目（最終）</u>の受け入れを行います。</p> <p>【受入期間】 令和8年2月16日(月)～2月20日(金)</p> <p>【受入時間】 午前： 9時00分～12時00分 ※10時00分～10時15分は受入休止 午後： 13時00分～16時30分 ※15時00分～15時15分は受入休止</p> <p>【受入場所】 株式会社津田 八代工場（八代市新港町2丁目4番4号）</p> <p>【その他】 廃棄をするにあたり、農業振興課が発行する「<u>廃棄許可証</u>」が必要となります。<u>事前申請が必要ですので</u>、下記の入力フォームにアクセスを行い、必要事項を入力し、被害が確認できる写真、身分証明書（運転免許証等）を添付し申し込んでください。申し込み後3日～5日で「<u>廃棄許可証</u>」を郵送します。</p> <p>＜<u>廃棄許可証の申請</u>＞ （申請期間） 令和7年12月22日（月）～令和8年2月18日（水）17時 <u>※1回目に申請された方も今回利用される場合は再度申請が必要です。</u> ※オンライン申請のみ。オンライン申請が困難な方は、被害が確認できる写真、身分証明書（運転免許証等）を農業振興課窓口にお持ちください。 （入力フォーム URL） https://logoform.jp/form/zis6/1365328</p>  <p>申し込み QRコード</p>
活用できる方	<p>以下の全てを満たす人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する個人又は主たる事業所を有する法人 ・い草生産者又は加工業者（い草生産者から原草を購入し、畳表に加工して出荷している人） ・現況写真等で被害が確認できる人
注意事項	<p>持ち込みにあたっての注意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持ち込むことができる原草と畳表は、自ら生産したものに限りま ・できるだけ乾かしてください。 ・原草は袋に入れたままでかまいません（ポリ袋に限る）。 ・原草、畳表以外は持ち込めません。 ・持ち込み時に「<u>廃棄許可証</u>」を提出し、身分証明書を提示してください。（<u>廃棄許可証がないと持ち込みできません。</u>） ・受入期間及び時間を厳守してください。 ・受入場所では、市職員及び係員の指示に従ってください。 ・<u>受入期間終了後は受入ができません。終了後に廃棄を希望の方はエコエイト やつしろへお持ち込みください。【有料】</u> <u>（150円/kg、い草・畳表を50cm以下に破砕して持ち込み）</u>
お問い合わせ先	農業振興課（本庁舎4階） Tel：33-8751